

University Academic Repository

法人税制の新たな展開：
英国の法人税制を参考にして

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-11-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 酒井, 翔子 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/331

研究ノート

法人税制の新たな展開

～ 英国の法人税制を参考にして ～

The New Development of Corporate Tax System:
Refer to British Corporate Tax System

酒 井 翔 子

Shoko SAKAI

<要約>

法人税率の引下げと課税ベースの拡大が世界的な法人税改革の潮流となっている今日、諸外国では、法人税と他税目との組合せである「タックスミックス」の見直しが改革の主流となっている。所得税、法人税、消費税等、個々の税法における改革に留まらず、全体として、税収中立的な改革が進められている。とりわけ、英国では、1970年代の支出税導入論を起源に、議論が重ねられてきた法人税のキャッシュフロー化に関して、抜本的な改革案も提案されている。その中でも、負債・自己資本による企業の資金調達方法や投資意思決定に対して中立な課税を可能にする法人株式控除（ACE）は、執行形態・適用効果の観点からも有用な制度である。

<キーワード>

法人税、法人税率、キャッシュフロー課税、中立性、ACE（allowance for corporate equity）

1 はじめに

近年の日本経済は、低い経済成長と長引くデフレによる停滞を経験してきた。安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「三本の矢」として、第一に、大胆な金融政策、第二に、機動的な財政政策、第三に、民間投資を喚起する成長戦略を掲げ、新たな経済政策（アベノミクス）に取り組んできた。そうした試みの中で、法人税の減税は、「民間投資を喚起する成長戦略」における構造改革の柱として位置づけられてきた。具体的には、企業活動の活発化と経済成長の更なる加速を目指し、法人税の実効税率を今年度の平成27年度から数年間かけて20%台へ引き下げるとともに、課税ベースの拡大や代替財源の確保へ向けた議論が行われている¹⁾。これは、近年、諸外国において、加速する法人税率の

引下げ競争に大きく影響された改革案である。すなわち、OECD・EU 加盟国では、1990 年代から 2000 年代にかけて、「税の競争」(tax competition)が激化しており、各国は、持株会社の誘致を競う「魅力的な税制」(attractive tax regime)の構築へ向けた法人税改革に乗り出している。その過程において、OECD 全体では、1990 年代に 35%前後であった法人税率が 25%まで引き下げられている²⁾。わが国においても、1990 年代に 50%近くあった法人税率を 35%まで引き下げてはいるものの、依然として、諸外国に比べ、高い水準であり、「魅力的な税制の構築」という観点からは致命的な遅れを取っている。

ところで、英国では、2010 年に英国初の連立内閣であるキャメロン (D. Cameron) 保守・自民連立内閣が発足したが、キャメロン政権下において注目すべきは、抜本的税制改革案である『マリーズレビュー』(Mirrlees Review)が公表されたことである。『マリーズレビュー』では、近年の国際的経済環境の変化を踏まえて、財政学を中心とする総合的視点のもと、目先の税制問題に留まらず、遠い未来を見据えた上で、望ましい税制のあり方が検討されている。その中で、法人税の新たな方向性も提唱されている。

そこで、本研究では、英国における近年の法人税改革および『マリーズレビュー』による法人税改革論を概観するとともに、わが国における新しい法人税制の方向性について管見することとする。

2 英国における法人税制の現状

キャメロン政権下において、英国では、製造業を保護しつつ、ビジネスに開かれた市場を標榜し、「G20 の中で最も競争的な法人税の創設」を目標に掲げてきた。財政赤字を抱える状況下でも、法人税率の引下げや新たな税制優遇措置の導入により、対内投資に魅力的な税制の構築を目指している。その取組みの中で、主要四分野における税制改革が行われてきた³⁾。

第一に、法人税率の段階的引下げおよび減価償却の縮減等による課税ベースの拡大である。法人税率に関しては、2010 年の 28%を皮切りに、毎年、段階的に税率が引き下げられ、2014 年度現在では、23%へと引き下げられている⁴⁾。減価償却に関しては、2008 年の税制改正において、法人税率が 30%から 28%に引き下げられたのに伴い、全体として縮減の傾向にある。設備・機械全般に対する減価償却率が 25%から 20%へ改正され、建物に対する減価償却および 40%初年度償却も廃止された⁵⁾。

第二に、パテントボックス制度の導入である。パテントボックス税制は、知的財産の創造、開発段階で付与される研究開発控除に加え、開発した知的財産の利用・商業化段階においても税務上優遇することにより、知的財産の創造(creation)、研究(exploitation)・開発(inventions)、さらには商業化の全ての工程およびそれに伴う雇用を英国に誘導し、技術大国としての発展を目指す制度である。具体的には、通常、法人所得に対しては 23%の税率が適用されるところ、研究開発・技術革新に強い関連のある科学的(scientific)、かつ、高度な技術(high-tech)を伴う知的財産に係る所得に対しては、10%の低率分離課税が適用される⁶⁾。

第三の研究開発奨励税制は、研究開発インセンティブに注力した制度であり、適格研究開発活動に関する支出額に対して、130%の割増償却を認めるとともに、研究開発に係る設備投資には、100%の即時償却を可能とする⁷⁾。この制度において特徴的な点は、研究開発成果である知的財産の所有権が英国に置かれる必要はなく、開発拠点が国外であったとしても、英国企業のために研究開発を行う社員等に係る労務コストも割増償却の対象となることである。

第四に、新しい被支配外国法人（controlled foreign company：以下、CFCと略す）規定の制定である。CFC規定は、周知のとおり、所得に対して課税が行われない、あるいは、極めて低い税率を採用している国または地域であるタックス・ヘイブン（tax haven）を利用した国際的租税回避防止規定であり、各国では、①本国の親会社の所得とみなして合算課税を行うか、②本国へ送金させる等の手法により、タックス・ヘイブンを利用した国際的租税回避を防止している。英国では、英国税率の75%未満の国に配置される被支配外国法人の所得を英国親法人の持分に依じて課税するタックス・ヘイブン対抗措置を採っている。これまで、所得の種類に関わらず、「低課税国」で事業を行う被支配外国法人の所得は、理由如何を問わず、形式的な基準に基づき合算対象とされてきたが、新CFC規定では、低課税国における被支配外国法人の設立が税務上の目的で行われたとしても、当該法人において、「真正な経済活動」（genuine economic activities）が行われている場合には、CFC課税の対象から除かれる。つまり、英国多国籍企業が「競争的」であるためには、人為的所得移転に抵触しない限り、企業の経済活動を税制面で最大限に支援するという姿勢が表れている⁸⁾。

このように、キャメロン政権における法人税改革は、投資先国として、「魅力的」、かつ、「競争的」な法人税制の構築に一貫している。その一方で、同政権下では、所得税の最高税率の引下げと消費税の引上げを合わせて行っている。ドイツにおいても、法人税率を引き下げる一方で消費増税の対応が採られているように、諸外国では、こうした法人税と他税目との組合せである「タックスミックス」の見直しが改革の主流となっている。つまり、所得税、法人税、消費税等、個々税の枠内で改革を進めるのではなく、全体としての税収中立的な改革が進められているのである。税制改革というと、特定の税制枠内で縦割的に議論されがちであるわが国において、こうした諸外国の試みは参考にされたいところである。英国における「タックスミックス」の見直しの中では、将来を見据えた税制改革論も主張されており、たとえば、中立的な法人税制として、キャッシュフロー課税が提案され、1978年の『直接税の構築および改革』（The Structure and Reform of Direct Taxation：以下、『ミード報告』と略す）以来、キャッシュフロー課税が抜本的法人税改革の基礎となっている。『ミード報告』の後継と位置づけられる『マリーズレビュー』においても、最適課税論の中で、法人税の課税ベースをキャッシュフローで捉える有用性が説かれている。そこで、次章では、新しい法人税のあり方として、キャッシュフロー課税の有用性を検討することとする。

3 新しい法人税制の提案

3.1 キャッシュフロー課税の有用性

キャッシュフロー課税は、個人所得課税の支出税化を説く『ミード報告』において、個人の支出税を補完するものとして、法人税のキャッシュフロー化が提案されたことに起源する。支出税導入論の代表的な報告書には、1977年のアメリカにおける『基本的な税制改革のためのブループリント』（Blueprints For Basic Tax Reform）、1976年にスウェーデンで『累進支出課税への代替可能性』（Progressive Expenditure Tax-an Alternative?）という題目で公表された『ロディン報告』も挙げられる。

支出が課税ベースとして着目されたのは、総合所得課税のもとで生じる様々の問題が消費に課税することで回避できると考えられたからである。すなわち、消費課税にシフトすることで、ある年度における消費の原資が勤労所得であろうと株式の売却益等の不労所得であろうと、所得税の場合に懸念される課税ベースの算定は問題とならない。

たとえば、人の人生が若年期・老年期で構成されるものと考え、若年期に2,000万円の所得があるAとBのうち、①Aは若年期に全額消費する、②Bは若年期に所得の半分を貯蓄したと仮定する。利子率は10%であり、税率が20%の総合所得課税が施行されている場合、Aの税負担は、 $400(=2,000 \times 20\%)$ 万円となるが、Bは、貯蓄に回した分の利子に対して老年期に課税されることになる。したがって、可処分所得 $1,600(=2,000 - 400)$ 万円の半額 $800(=1,600 \times 1/2)$ 万円を貯蓄した結果、老年期の利子 $80(=800 \times 10\%)$ 万円に対して20%の税率が課されるので、生涯を通じて見た場合に、BはAよりも $16(=80 \times 20\%)$ 万円多く所得税を納付することになる。

次に、消費に課税する場合を考える。若年期に2,000万円を消費してしまうAの税負担は、 $400(=2,000 \times 20\%)$ 万円である。一方、Bは、若年期に $200(=1,000 \times 20\%)$ 万円の税負担が生じ、老年期の貯蓄は10%の利子がつくので $1,100(=1,000 \times 1.1)$ 万円となる。結果的に、Bは、若年期に200万円、老年期に $220(=1,100 \times 20\%)$ 万円の税負担が算出され、Bの負担額 $420(=200 + 220)$ 万円がAの負担額を上回るように思われる。しかし、利子率10%に着目すれば、老年期の1.1円と若年期の1円は等価であるから、老年期の220万円は、若年期の200万円と同じであると解することができる。したがって、消費課税のもとでは、AとBの税負担は同一になる⁹⁾。

このように、消費を課税ベースとする支出税は、所得税より簡明、かつ、生涯所得の観点からも公平性を保つことができるため、税制改革の一つの方向性として、1970年代後半から上述の支出税導入に関する報告書等を中心に多く議論された。その過程において、支出税への移行の際に問題となる法人税に関しては、課税ベースのキャッシュフロー化を図ることで対処しようという議論が進められたのである。キャッシュフロー法人税は、人件費や原材料等の経常的支出と資本財の購入費に区別を設けないことを原則としており、資産の売却額を含めた財・サービスの売上げから費用を控除した金額が課税ベースとなる。したがって、課税ベースに経常的な支出・資本財への投資支出・売上を含めるあらゆる受取額が算入されるため、単純明快な課税ベースを構成することになる。

『ミード報告』では、取引を実物、金融、資本に分け、実物取引に金融取引も含めた課税方式の検討が行われている¹⁰⁾。企業の資金運用に関しては、表 1 に示されるとおりである。表 1 は、企業の資金を左側の源泉 (inflows) と右側の使途 (outflows) に大別し、それぞれの取引内容に応じた資金流入手段・資金流出手段を表している。実物取引による資金の源泉 R は、売上と資産売却により生じる資金流入であり、その使途 $\underline{R}$ は、経常費用と投資費用に充てられる。金融取引による源泉 F は、借入れ、金融資産の売却、受取利子によって構成され、その使途 $\underline{F}$ は、借入金の返済、金融資産の取得、支払利子である。さらに、資本取引は、新株の発行・配当の受取りが資金流入金額 S を構成し、自社株の取得・配当の支払いが資金流出額 $\underline{S}$ となる。

R ベースのキャッシュフロー課税は、実物取引によるネットの流入金額であり、固定資産や棚卸資産の取得等、その効果が翌期以降におよぶ支出を資産として認識することなく、すべての資産を即時費用化し、売上等の収益は現金主義で認識する。 $R+F$ ベースのキャッシュフロー課税は、 R ベースの課税ベースに借入れ・貸付け、受取利息、支払利息等の金融取引を加え、より広範な課税ベースを想定したものである¹¹⁾。

表 1 企業の資金運用

源 泉	使 途
実物取引 R 売上 + 資産売却額	実物取引 $\underline{R}$ 経常費用 + 投資費用
金融取引 F 借入れ + 金融資産の売却 + 受取利子	金融取引 $\underline{F}$ 借入金の返済 + 金融資産の取得 + 支払利子
資本取引 S 新株発行 + 受取配当	資本取引 $\underline{S}$ 自社株取得 + 支払配当
租税負担の軽減 T 税額控除	租税負担 $\underline{T}$ 租税支払額
総取引 $R+F+S+T = \underline{R}+\underline{F}+\underline{S}+\underline{T}$	

出所：野口悠紀雄編著『税制改革の新設計』日本経済新聞社, 1994 年, 105 頁一部修正。

$R+F$ ベースのキャッシュフロー課税では、支払利子の損金算入を認める一方で、借入れ額は課税ベースに組み込まれ、両者が相殺し合うため、大きな投資に伴い、多額の借入れを行った場合でも、課税ベースの変動は R ベースの場合よりも小さくなる¹²⁾。 R ベースにせよ、 $R+S$ ベースにせよ、キャッシュフロー法人税を採用すれば、償却資産に対する物価調整の必要がなくなるため、煩雑な物価調整会計を懸念する立場からも望ましい税として評価されている¹³⁾。

一方、わが国の法人税法第 21 条によれば、法人税の課税ベースとなる「課税標準額」は、各事業年度の所得の金額であり、当該事業年度の「益金」から「損金」を控除した額とされ

ている。差額概念の「所得」、つまり、収益から原価、費用、損失を差し引いた金額が課税標準となっている。ここで問題となるのは、当該事業年度の「益金」の額と「損金」の額が同一価格水準で比較・対応されて算定された「所得金額」は、果たして実質的な処分可能利益に相当するかどうかということである。「益金」は、概ね当該事業年度の価格（時価）と連動するとしても、「損金」には、給料、賃金、その他費用のように支出時点で計上し得る費用もあれば、有形固定資産の減価償却費のように、取得原価を当該事業年度における価値費消に応じて配分する費用もある。現在の価格である「益金」と過去の歴史的な原価に基づいて配分される費用を含む「損金」とを一概に比較・対応させることは適切ではない。したがって、長期所有を目的とする有形固定資産等の価格変動を想定した場合には、同期間的・同質価値的な費用・収益対応による利益計算は困難である¹⁴⁾。

キャッシュフロー法人税を採用すれば、投資資産に係る取得原価は、即時費用計上できるため、価格変動による課税ベースの歪曲は回避される。有形固定資産の真の経済的償却率や資産再評価への配慮が必要なくなる点がキャッシュフロー課税の最大の利点と言える。ただし、大規模な設備投資を行った事業年度に純粋なキャッシュフロー課税を採用した場合、投資額相当の大幅なマイナスとなり、これが黒字転換されるのは将来的であるため、マイナス年度における還付や繰延べの問題が生じる点は留意しておきたい。

3.2 キャッシュフロー課税と税等価な法人株式控除

『マリーズレビュー』では、キャッシュフロー課税を採用した場合に生じる様々な課題をふまえ、キャッシュフロー課税と「税等価」な手法、すなわち、純粋なキャッシュフロー課税ではないが、キャッシュフロー課税と同様の経済効果をもたらす課税の実現が検討されている。その一例として、近年注目されているのが法人株式控除（allowance for corporate equity：以下、ACE）であり、ACEは、前述のR+Fベースのキャッシュフロー課税と税等価な制度であるといわれている¹⁵⁾。

たとえば、投資額200を即時償却した事業年度では、200の損金算入が可能となる。ACEの理論に基づけば、取得年度に償却せず、翌事業年度に償却する場合には、残存している200の資本から発生する費用は、200にみなし収益率を乗じた金額となる。みなし収益率を r とすると、翌事業年度には、 $200r$ の費用が発生したことになる。この年に償却をすると、損金算入額は、 $200r+200=200(1+r)$ となる。

次に、2年目と3年目にそれぞれ100の償却を行った場合を想定する。上記の算式を参考にすると、当該投資額200に対する2年目の損金算入額は、 $200r+100$ となる。3年目の資本残額は、100であるから、3年目の損金算入額は、 $100r+100$ となる。2年目・3年目における損金算入額の現在価値は、 $(200r+100)/(1+r)+(100r+100)/(1+r)^2=200$ となり、即時償却した場合と同様の効果をもたらす。したがって、ACEを採用する場合には、異なる償却率を採用しても、損金算入額の現在価値は、即時償却の場合と同様になる¹⁶⁾。

さらに、ACE は、投資に対して中立的な手法としても注目されている¹⁷⁾。現行法では、出資に対する配当は経費として扱われないが、借入金に係る利子は経費として損金算入が認められるため、資本を過少にし、借入金を過大にするといった租税回避 (tax avoidance) が画策されている。経済のグローバル化に伴い、海外子会社は、親会社からの借入金を多くする一方、資本をできるだけ過少にすることで、借入金に係る支払利子を損金算入し、所得の圧縮を図るケースが頻発してきた。このような租税回避行為に対し、英国では、国際取引を対象とする過少資本および利息配分規制 (thin capitalization and interest allocation rules) によって対処されてきた。しかし、金融取引の国際化や規制緩和等の進展に伴い、多様な金融商品の開発が進むと、国内取引においても配当と支払利息との課税上の相違を利用した租税回避行為を規制する必要性が生じた。『マリーズレビュー』において、負債と株式に対する課税の中立性を実現するために ACE が検討されたのには、そうした経緯がある¹⁸⁾。

一方、わが国では、過少資本による国際的租税回避を防止する方策として、平成 4 年 (1992 年) に過少資本対策税制が創設され、外資系の内国法人が国外支配株主等に負債の利子を支払う場合、国外支配株主に対する負債についての平均負債残高が国外支配株主等の保有する自己資本持分の 3 倍を超えるとときは、その超過額に係る支払利子は損金算入されない (租税特別措置法第 66 条の 5 第 1 項)。さらに、平成 24 年 (2012 年) 税制改正において、過大支払利子税制が創設されたのは記憶に新しい。本制度は、所得金額に対する過大な利子に関連者間で支払うことによる租税回避を防止するために導入された。過少資本税制との調整は、過大支払利子税制と過少資本税制の双方の損金不算入額がある場合に、いずれか多い金額が損金不算入されることによって行われる。ただし、過大支払利子税制における損金不算入額が多額の場合であっても、適用除外基準である①事業年度の関連者純支払利子等の額が 1,000 万円以下である場合、あるいは、②関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の 50% 以下である場合には、過少資本税制が適用される (租税特別措置法第 66 条の 5 の 2 第 1 項・第 4 項)。

ところで、近年、デリバティブズ (derivatives) 商品に代表されるハイブリット商品 (hybrid product) は、主として利子、配当、キャピタルゲイン等の混合金融収益により成り立っており、組成内容を容易に転換される問題が深刻化している。利子、配当、キャピタルゲインに対する課税に関して、ある種の金融所得を優遇するような制度が存在する場合、法人がその経営活動に関係なく、より税負担の軽い所得区分へ積極的に投資をするインセンティブが働く。こうした資金調達行動への歪み (distortion) を是正するために、株式 (equity) による資金調達と負債 (debt) による資金調達の中立性、つまりは、配当と支払利子との間における課税の中立性が言及されるようになった¹⁹⁾。

ACE は、1991 年に英国の「財政学研究学会」の資産課税研究グループ (Institute for Fiscal Studies Capital Taxes Group) によって提案され、負債に対する利息の控除をこれまでどおり認める一方で、株式に係る「機会コスト」 (opportunity cost) 相当分の税額控除 (tax relief) を

認める方法である。ACE は、イタリア、ベルギー、オーストリア等で既に導入され、理論研究のみならず、導入国における実態分析も進められている。

ACE 制度における「機会コスト」とは、ある資金を市場で運用する際に得られる平均的な利回りに相当する。すなわち、投資家が企業に出資する場合に求める最低限の利益であり、出資を受ける企業の側からすれば、投資家により最低限支払いを迫られる「資金調達コスト」となる。借入に係る利息の控除を認める一方で、「資金調達コスト」相当額の株式控除(equity allowance) 額を差し引くことにより、借入れ・株主資本に対する課税上の公平を目指すのが ACE 制度の特徴である。具体的には、平均的利回りとして設定された名目上の金利(nominal interest rate)を「資金流入金額」から「資金流出金額」を差し引いて算出された前期末株主基金(shareholder's funds for tax purpose)に乗じることで株式控除金額が計算される²⁰⁾。この株式控除金額は、企業にとっての正常利益に相当するため、法人所得から株式控除金額を差し引くことは、超過利潤への課税を実現させることになる。

3.3 法人株式控除による中立性の実現とその効果

表 2 に示されるように、この株式控除を採用する ACE 制度の下では、株主資本と内部留保に対する中立性も確保される²¹⁾。たとえば、企業が 1,000 ポンドのキャピタルゲインを得て、それを 1 年目に実現するか、2 年目に実現するかを選択する場合、1 年目から 2 年目にかけての資産の運用収益率を 10%と仮定する²²⁾。現行の法人税では、企業が 1,000 ポンドのキャピタルゲインを生み出した場合、それを実現すれば 35%の法人税が課され、手元に $650(=1,000-350)$ ポンド残る。これを 1 年間運用すれば 10%の収益が得られ、 $65(=650 \times 10\%)$ ポンドの収益が発生するため、この 65 ポンドに対し課税が行われる。その結果、2 年間の総収益は $692.25(=650+65 \times 65/100)$ ポンドとなる。一方、1 年目に企業がキャピタルゲインを実現させない場合には、2 年目の収益は $1,100(=1,000+1,000 \times 10\%)$ ポンドとなり、これに 35%の法人税が課される。その結果、2 年目の総収益は $715(=1,100-1,100 \times 35\%)$ ポンドとなり、1 年目にキャピタルゲインを実現しない方が得である。

これに対して、ACE 制度では、1 年目にキャピタルゲインを実現する場合も実現しない場合も共に同額の利益となる。株式控除の計算に用いられる名目上金利を収益率と同じ 10%とする。1 年目にキャピタルゲインを実現する場合には、35%の法人税が課されるものの、代わりに株主基金に $650(=1,000-1,000 \times 35\%)$ ポンドが計上される。2 年目には総収益 65 ポンドに対して株式控除が $65(=前期の 650 \times 10\%)$ ポンドが使えるため、課税所得はゼロとなる。その結果、2 年間の総収益は $715(=650+65)$ ポンドとなる。

表2 キャピタルゲインに対する ACE の効果

(単位：ポンド)

		現 行 法		ACE 制度	
1 年目		実 現	未実現	実 現	未実現
	キャピタルゲイン	1,000	1,000	1,000	1,000
	課税所得金額	1,000	0	1,000	0
	支払税額 (×35%)	350	0	350	0
	株主基金			+650	0
2 年目	現金/資産価額	650	1,100	650	1,100
	現金収入	65	0	65	0
	課税所得金額	65	1,100	65	1,100
	株式控除			65	0
	支払税額 (×35%)	22.75	385	0	385
	収益	692.25	715	715	715

出所：Institute for Fiscal Studies Capital Taxes Group, *Equity of Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, Institute for Fiscal Studies, 1991, p.30.

一方、1年目にキャピタルゲインを実現しない場合には、2年目の総収益が1,100(=1,000 + 1,000×10%)ポンドとなるものの、株式控除もゼロとなるため、1,100ポンドそのものに35%の法人税が課される。その結果、2年間の総収益は715(=1,100－1,100×35%)ポンドとなり、1年目にキャピタルゲインを実現する場合と同じ結果となる。

ACE制度の適用により、資金調達に係る「課税の中立性」を保持する一方で、さらに、個人所得税において、二元的所得税(dual income tax)を導入することにより、法人・個人の事業形態の選択や恣意的な所得転換に対処できる。所有と経営が分離していない同族会社では、経営者の裁量により利益の分配が可能であり、税務上の理由から給与等の勤労所得を配当等の不労所得への自由な転換を意図して、法人事業形態を選択するといった経営行動に税制が歪みを与える。そこで、英国型二元的所得税(UK dual income tax)は、個人所得の区分を勤労所得と不労所得の2区分とし、支出型個人所得税(consumption-based personal tax)を念頭に置いた場合、法人段階のACE制度と同様に、個人段階においても貯蓄性所得から正常利益(normal return)を控除する。支出型個人所得税は、個人の利子所得を課税対象外とし、株主に対しては、課税前の配当・キャピタルゲインから帰属正常利益(imputed normal return)の控除を認めることにより達成される²³⁾。

このように、資本所得に対する正常利益の損金算入を認めるACE制度と同様に、個人段階における資本所得に対しても、正常利益への課税を除外することにより、事業形態の選択に関する税法の介入を防ぐことができるとともに、二元的所得税を前提とする資本所得の低率分離課税により、所得転換の誘因に対応することが可能となる。

3.4 包括所得課税に基づく中立的課税の実現

包括的事業所得税 (comprehensive business income Tax : 以下、CBIT) は、1992 年にアメリカ財務省の報告書である『個人及び法人税制度の統合、事業所得に対する一回課税』 (*Integration of the Individual and Corporate Tax Systems, Taxing Business Income Once*) において提案され、企業の資金調達方法が株式によるものであろうと負債によるものであろうと支払利子等の控除は認めず、全法人所得に課税を行う方法である²⁴⁾。当時、クラシカル・システムを採用する米国では、法人所得は法人所得税の課税対象とされ、法人段階で課税済みの配当・キャピタルゲインは、さらに株主段階で個人所得税の課税対象とされた。これに対して、法人の借入に係る利子は支払利息として課税対象所得から控除することができ、個人段階の 1 回課税で済むため、法人の資金調達は株主資本 (equity) によるよりも借入れ (debt) による方が税務上有利に扱われることになる。また、株主のキャピタルゲインに対する個人所得税はキャピタルゲインの実現時まで繰り延べられるため、発生キャピタルゲインに対する実効税率は、配当に対する個人所得税率よりも低く設定され、株式のキャピタルゲインを留保した方が現物配当等の新株発行による資金調達よりも税務上優遇される。このようなクラシカル・システムのもとでは、法人ではなく非法人形態で事業を遂行した方が賢明であるとともに、資金調達も借入れの方が有利であることから、法人の経営方針が税法により歪められる問題が指摘されていた²⁵⁾。そのため、投資に中立的な税制、すなわち、資金調達方法を選択する際に、インセンティブを与えない税制が検討されることとなった。

1992 年に提案された CBIT では、すべての事業が課税対象となり、CBIT が課される事業体 (以下、CBIT 事業体という) に対しては、支払利子の控除が認められない。その一方で、CBIT 事業体から収受する利子所得および配当所得は、受取側が CBIT 事業体であるか否かに関わらず、課税対象から除外される。その際、配当免除勘定 (excludable dividend account : 以下、EDA と略す) を設け、配当に対する課税を法人段階で完結させた。たとえば、100 の課税所得があり、法人税率 30% である場合、 $70(=100-30)$ は、EDA 勘定に計上される。EDA 勘定から行われる配当の受取側では、全く課税されないしくみである²⁶⁾。

このように、個人が CBIT 事業体に対して投資あるいは貸付けを行う場合には、事業体段階で支払利子控除なしの課税標準が課税対象となり、事業体から支払われた利子・配当に関しては、個人株主段階で非課税となる結果、CBIT は受取配当非課税方式による配当二重課税を排除すると同時に、支払利子の控除を認めないことにより、株主資本・借入れの両資金調達方法に対する課税の公平を実現する²⁷⁾。

キャピタルゲインに関しては、配当再投資計画 (dividend reinvestment plan : 以下、DRP と略す) の選択適用が提案されており、株主が非課税対象の配当を受け、それを再投資したとみなして取り扱われる。DRP により、株式の取得価額は内部留保されたものの、分配後に再投資されたとみなされる「みなし配当」 (deemed dividend) 額だけ引き上げられる。株式売却時においては、法人段階で課税された留保所得を反映するキャピタルゲインに関して、課

税を回避することができる。したがって、DRP の選択により、新株発行と内部留保の中立性が確保される²⁸⁾。個人の限界税率に関わらず、配当と利子の両所得に法人税率が適用されるため、配当・利子所得に係る課税の公平性の見地からも優れている²⁹⁾。さらに、CBIT は原則として、一部の例外を除く全ての法人に課されることが予定されていることから、法人の選択に税務が介入することなく、業務遂行上の理由によって事業形態を選定することができる³⁰⁾。

なお、CBIT も投資に対する中立を図る税制として、ACE とほぼ同時期に提案されているが、CBIT を実際に導入している国はない。

3.5 法人株式控除の優位性

『マリーズレビュー』が指摘するように、借入金に係る支払利息の控除を廃止し、利息控除前、減価償却後の法人所得に対して課税する CBIT により、資金投資に係る正常利益を課税対象に含めた上で、負債または株式に対する課税の公平性が実現されるが、単に支払利息の控除可能性を廃止するだけでは、法人税に関する他の諸問題の解決には至らない³¹⁾。しかも、支払利息に対して税務上の救済措置を施さない場合、借入・貸付業務を遂行するような銀行やその他の金融業者に対して、多額の増税を強要することになるため、銀行等の金融業者に関しては、利子所得に対してのみ支払利息の控除を認める方法が提案されている。その際、利子所得が支払利息を超える場合に限り、利子所得から支払利息が控除され、支払利息が利子所得を超える場合には、当該支払利息の控除が認められない³²⁾。このように、法人資本所得に対して、正常利益・超過利潤の区別なく漏れのない課税を実行する CBIT は、制度の仕組みからも明らかなように、法人税の課税ベースを引き上げるため、何らかの調整措置が講じられる必要がある³³⁾。

支払利子および株式調達コストの控除を認める ACE も、手法は異なるものの、利子・配当・キャピタルゲイン等、資本所得課税に対して中立的である制度としては CBIT と共通する。しかし、閉鎖的経済では、株主資本に係る所得は法人段階で源泉課税される一方で、借入れにより生じた所得は個人レベルで課税されるべきであるという従来の見解からすれば、課税上の不合理を法人段階のみで解決する CBIT よりも、法人・個人の各段階において資本課税の問題に対処する ACE は評価され得る³⁴⁾。

4 おわりに

本論文では、わが国および諸外国における法人税改革の潮流をふまえた上で、英国の『マリーズレビュー』における ACE 制度を中心として、新しい法人税の方向性の検討を行った。

法人税改革の世界的潮流は、法人税減税に伴う課税ベースの拡大、合わせて「タックスミックス」の観点から、他税目の増税による税収中立性に配慮した税制の構築である。わが国の高い法人税率は、企業の海外進出・海外への所得移転に拍車をかけるばかりでなく、海外

からの投資を阻害する要因ともなっている。企業活動の活性化を目指すアベノミクスの政策により、わが国においても、漸く世界と競争的な法人税率の設定が検討されつつある。ただし、今後の法人税制を設計する過程で注視すべきは、法人税改革を租税制度全体の中で捉え、所得税・消費税等の改革も念頭に進めることであり、適切な課税ベースの設定と経済の国際化への対応という視点から、俯瞰的・大局的視野で議論を重ねる必要がある。このような観点からは、主要四分野における改革により、一貫して「魅力的」、かつ、「競争的」な法人税制の構築に注力する傍ら、法人税のキャッシュフロー化という根幹的な改革案も唱える英国の動向は、模倣に値する。

キャッシュフロー課税によれば、投資資産に係る取得原価の即時費用化が可能となり、価格変動による課税ベースの歪曲は回避されるため、現在の価格である「益金」と過去の歴史的原価に基づき配分される費用を含む「損金」との非対応性への懸念は解消され、実質的な処分可能利益に対する課税が実現される。

また、純粋なキャッシュフロー課税によらずとも、キャッシュフロー課税と「税等価」な効果をもたらす ACE は、画期的で現実的な手法であった。企業の資金調達方法として、負債によるか、自己資本によるかの選択に対しては、CBIT も ACE も中立的に働くが、CBIT が正常利益・超過利潤の両方に課税するのに対して、ACE は超過利潤のみへの課税を実現するため、投資の意思決定に対しても中立的である。

企業は、その国の環境、経済情勢、租税制度等も含め、最も利益率の良い場所に立地を求める。たとえば、インフラ整備が整っている地域では、そうでない地域に比べて利益率が高まるように、超過利潤は、立地場所や経済特性に起因する。つまり、超過利潤には、企業が享受する行政サービスからの受益が反映されており、転嫁もされにくいいため、真の受益と負担が一致することになる。ACE は、その超過利潤に限った課税を可能とするのであるから、投資への歪みを是正し、応益原則の面からも望ましい制度といえる³⁵⁾。わが国においても、小手先理論に留まらず、20 年、30 年後を見据えた改革の視点を持てば、キャッシュフロー法人税制への転換も一つの選択肢となり得よう。

本研究では、ACE 制度の概説および投資に中立的な税制として、その優位性の検討に留まったが、わが国租税制度への ACE 導入可能性と導入の際に生じる問題等の分析に関しては、今後の研究課題としたい。

注

- 1) 内閣府, 2014 年, 1・24 頁。
- 2) 佐藤主光, 2014 年, 167 頁。
- 3) キングズレー・ケミシュ, 2012 年, 259 頁。
- 4) James Mirrlees (ed.), 2011, p.407.

5) James Mirrlees (ed.), 2010, p.24.

石造りの建造物が数世紀にわたり多く残される英国では、建物等の固定資産が減価するという概念が皆無に等しく、減価償却の正当性が否定されている（菊谷正人, 1988 年, 49 頁）。

そのため、減価償却概念が初めて議論されてから 130 年以上経過した現在においても、「政策的に特別な場合」を除いて、固定資産の減価償却は認められない。「政策的に特別な場合」という観点から、減価償却が実際に条文化されたのは、第 2 次世界大戦後の 1945 年のことであり、特定資産の即時償却または加速償却を可能にする初年度償却等の減価償却は、戦後導入されてから今日に至るまで、企業の設備投資を喚起する機能を有し、英国の景気対策上、投資促進手段として重要な役割を果たしてきた（G.T.Webb, 1954, p.93）。

現在は、一定の要件を満たす設備・機械に対して、20%・10%の減価償却が認められている。省エネや環境に配慮した設備・機械に対する100%の初年度償却は、2015年度を目途に廃止される予定である（Alan Melville, 2012, pp.152 and 157）。なお、英国の減価償却制度に関する詳細は、（菊谷正人・酒井翔子, 2011年）を参考されたい。

6) CCH, 2012, p.45.

酒井翔子, 2014 年, 59 頁。

7) Alan Melville, 2012, pp.343 and 344.

ちなみに、小・中規模法人（small and medium-sized companies）の研究開発に対しては、225%の割増償却が適用されている。

8) HM Treasury, 2010, p.25.

新 CFC 規定のあり方には、①CFC 規定の適用を英国で課税されるべき所得が人為的に移転される場合に限定することにより、英国での事業活動・英国源泉所得に対する課税の公平が実現されること、②英国における課税標準の浸食（erosion）が行われない限り、国外所得に対しては免税とすること、③国外での真正な経済活動から生じる所得には課税しないことが挙げられている。

9) 宮島洋編著『消費課税の理論と課題』税務経理協会, 2003 年, 34-35 頁。

10) J. E. Meade (ed.), 1978, pp.230-245.

11) 田近栄治・油井雄二, 1994 年, 105 頁。

12) 同上書, 106 頁。

13) J. A. Kay and M. A. King, 1990, p.164.

14) なお、菊谷教授は、カレントな価格である「益金」と古い取得価額・恣意的な損金経理に基づく「損金」による所得計算の弊害を回避する方法として、「売上収入税」が提案されている。法人の収益（売上高）を課税標準とする「売上収入税」は、法人が事業活動により、行政から受ける受益に応じて負担すべきであるとする「応益負担の原則」（benefit principle）に基づいている。売上げを外形基準とする法人税は、赤字法人も含めて、各事業活動の規模に応じて「広く薄く公平に」租税負担を分担できる（菊谷正人, 2008 年, 59-60 頁）。

15) 佐藤主光, 2014 年, 180-181 頁。

16) 田近栄治, 2011 年, 114-115 頁。

17) 投資に中立的な ACE のしくみに関しては、（酒井翔子, 2013 年）において、配当課税制度と合わせて検討しており、本章では、その内容を一部修正して以下に論述することとする。

18) James Mirrlees (ed.), 2010, p.871.

19) James Mirrlees (ed.), 2010, p.859.

- 20) 「資金流入額」は株式控除、課税収益、他社からの受取配当、新株発行により構成され、「資金流出額」は税額、支払配当、他社の新株取得により構成される (IFS Capital Taxes Group, 1991, p.27)。
- 21) *Ibid.*, pp.28-30.
- 22) *Ibid.*, pp.28-30.
- 23) James Mirrlees (ed.), 2010, p.917.
- 24) James Mirrlees (ed.), 2010, p.878.
 主要国の国内取引において、支払利息の控除を廃止している国は無いが、国外投資に伴う支払利息の控除には上限を設ける国は多く存在する。これは、主として、高税率国の子会社が低課税国の子会社から借入れを行い、控除可能な支払利息を支払うことで、全世界所得に対する支払税額の軽減を図る多国籍企業への対応策である (James Mirrlees (ed.), 2011, p.426.)。
- なお、CBIT に関しては、岡村忠生, 1993 年を参考されたい。
- 25) 岡村忠生, 1993 年, 2-11 頁。
 赤石孝次, 2003 年, 95 頁。
- 26) 田近栄治・油井雄二, 1994 年, 98 頁。
- 27) 原則として、CBIT はすべての事業利益に対する 1 回課税の方針を堅持するため、事業体段階で課税されなかった所得に対しては、何らかの措置を施すことにより、課税を確保する必要がある。そこで、非課税分配勘定 (Excludable Distribution Account: 以下、EDA) を設け、事業体段階で課税済みの利子・配当所得を把握し、EDA からの配当に関しては、株主段階での非課税が担保されることになる (岡村忠生, 1993 年, 7-8・11 頁)。
- 28) 赤石孝次, 2003 年, 113-114 頁。
 U.S. Department of Treasury 1992, pp.17-25, pp.81-88.
- 29) 水野忠恒, 1997 年, 199 頁。
- 30) ただし、年収が 100,000 ドル未満の零細法人は CBIT 適用法人から除外される。零細法人は資本所得と労働所得とを分けて申告するのが困難であり、CBIT として法人税率で課税することは低所得層における労働所得に対する超過課税となり得るためである (水野忠恒, 1997 年, 199・200 頁)。
- 31) James Mirrlees (ed.), 2011, p.425.
- 32) *Ibid.*, p.426.
- 33) 対照的に、ACE を適用する場合には、課税ベースの縮小を伴う。
- 34) James Mirrlees (ed.), 2011, p.427.
- 35) 佐藤主光, 2014 年, 180-181 頁。

引用文献

- [1] 赤石孝次「法人・個人所得税統合論の現段階－財務省報告 92 を中心として－」『経済学研究』第 70 巻第 2・3 合併号、2003 年。
- [2] 岡村忠生「アメリカにおける包括的事業所得税構想について (資料)」『税法学』第 509 号、1993 年。
- [3] 岡村忠生『新しい法人税法』有斐閣、2007 年。
- [4] 菊谷正人『英国会計基準の研究』同文館出版、1988 年。
- [5] 菊谷正人『多国籍企業会計論』創成社、2002 年。

- [6] 菊谷正人『税制革命』税務経理協会、2008 年。
- [7] 菊谷正人・酒井翔子「英国税法における減価償却制度の特徴-減価償却制度の日英比較-」『経営志林』第 48 巻第 3 号、2011 年。
- [8] キングズレー・ケミシュ「英国法人税制アップデートセミナー - より魅力的になった投資先 UK-」『租税研究』第 755 号、2012 年。
- [9] 酒井翔子「英国における配当課税制度の特徴」『租税実務研究』第 1 号、2013 年。
- [10] 酒井翔子「英国の流動所得に対する国際課税」『租税実務研究』第 2 号、2014 年。
- [11] 佐藤主光「法人税改革について－他税目を含む税収構造の見直しと経済成長を支える税制への転換」『租税研究』第 778 号、2014 年。
- [12] 田近栄治・油井雄二「法人税と課税の中立性」野口悠紀雄編著『税制改革の新設計』日本経済新聞社、1994 年。
- [13] 田近栄治「日本の法人税をどう設計するか - 課税ベースの選択と国際化への対応 - 」『フィナンシャル・レビュー』第 102 号、2011 年。
- [14] 内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～』2014 年。
- [15] 水野忠恒「法人税改革－法人税と所得税の統合」『現代の法 8 政府と企業』岩波書店、1997 年。
- [16] 森信茂樹『日本の税制』岩波書店、2012 年。
- [17] Bradford, David F and the U.S. Treasury Tax Policy Staff, *Blueprints For Basic Tax Reform*, Second Edition Revised, Tax Analysts, 1984.
- [18] CCH, “Boxing Clever”, *Accountancy*, Vol.148, No.1422, 2012.
- [19] HM Treasury, *Corporate Tax Reform: delivering a more competitive system*, HM Revenue & Customs, 2010.
- [20] IFS Capital Taxes Group, *Equity of Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, Institute for Fiscal Studies, 1991.
- [21] Kay, J.A. and King, M.A., *The British Tax System Fifth Edition*, Oxford University Press, 1990.
- [22] Lodin, Sven-Olof, *Progressive Expenditure Tax - an Alternative?*, A Report of the 1972 Government Commission on Taxation, LiberForlag, 1978.
- [23] Meade, J.E.,(ed.), *The Structure and Reform of Direct Taxation*, Institute for Fiscal Studies, 1978.
- [24] Melville, Alan, *Taxation Finance Act 2010 Sixteenth edition*, Prentice Hall, 2011.
- [25] Melville, Alan, *Taxation Finance Act 2011 Seventeenth edition*, Prentice Hall, 2012.
- [26] Mirrlees, James (ed.), *Dimensions of Tax Design*, Oxford University Press, 2010.
- [27] Mirrlees, James (ed.), *Tax by Design*, Oxford University Press, 2011.
- [28] U.S. Department of Treasury 1992.
- [29] Webb, G.T., *Depreciation of Fixed Asset in Accountancy and Economics*, Australasia Pty Ltd, 1954.

(平成 26 年 10 月 20 日受付、平成 26 年 12 月 8 日再受付)